

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会
会費規程(第 18 条関連)

第 1 条 (目的)

本規程は、会則第 18 条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定める。

第 2 条 (会費の種類)

- 1 正会員は、年会費を納入しなければならない。

第 3 条 (会費)

- 1 年会費は、30,000 円とする。
- 2 年会費の計算期間は 1 年とし、毎年 1 年分を先払いするものとする。
- 3 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第 4 条 (会費の納入方法)

正会員は、当該年会費を下記の方法により納入しなければならない。

・振込納入

毎年 4～6 月の間に会員宛てに送付する御請求書により、請求書記載の振込納入期限までに金融機関からの振り込みにより納入する。

第 5 条 (中途入会の会費)

事業年度の中途に入会した正会員の当該年度の会費年額は、当該年度の年会費とする。

第 6 条 (特別会費)

- 1 本会の事業を行うために特別の費用を必要とする場合、総会の議決により臨時会費を徴収することができる。
- 2 特別会費の納入については、前条に定める方法による。

第 7 条 (会費の滞納)

会員が正当な理由がなく会費を 2 年以上滞納した場合、総会の決議により、当該正会員を退会させることができる。

第 8 条 (改廃)

本規程を改廃する場合は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

本規程は 2026 年 6 月 1 日から施行する。